

建武度田政策始末攷（下）

―後漢の建国期における国家と社会―

小 嶋 茂 稔
（人文学部 東洋史研究室）

目 次

緒言

第一章 度田政策の実施とその後の経緯

―関連史料の提示と再整理―

第一節 検討されるべき政策とその経緯―関連史料の提示―

第二節 政策の実施―発端―

第三節 実施後の波紋―展開と結末―（以上前号）

第二章 後漢建国期の国家と社会（以下本号）

―度田政策の実施とその経緯を通して見た―

第一節 検討されるべき問題―耕作地把握・戸口調査の

あり方及び統治機構による在地社会規制の実相―

第二節 地方官の施政と豪族―建武年間の事例を中心に―

結言

まず、考察の前提として、秦漢期における地方官府での日常的な耕作地・戸口調査とこの度田政策の関係について考えてみたい。これは、

とりもなおさず、当該期における農民の耕作地保有と国家の統治機構との関わりを検討することに他ならない。

そもそも、前近代中国における土地所有のあり方、とりわけ均田制下におけるそれをめぐっては、戦前期以来の研究の蓄積がある³⁰⁾。均田制下における土地所有の実質を国有・公有と見る初期の学説に対して、「私有」説を提起した中田薫・仁井田陞氏の学説は、堀敏一氏も言うように画期的ではあったが、国家との関わりを考慮していくうえでは「両氏が私人の権利を指摘した点は確かに単純な公有説よりもすぐれた点であつた」ことを認めつつ「両氏の説ではそれが私有権であるという指摘にとどまって、アジア的専制国家の構造と密接にかかわるとおもわれる国家の法的権利については、ヨーロッパ法からの類推にとどまっている」と述べる³¹⁾ような克服すべき点が残存していた。戦後一層の進展を見た、均田制研究に代表される我が国での古代中国の農民の耕作地保有をめぐる諸研究の一つの方向性は、まさしく事実上土地を占有している農民と国家との関わり方の追求に向けられていたと言える。

しかし、均田制研究が比較的早い時期から進行したのに比して、それに先行する時代の土地所有のあり方については、検討そのものの開始は遅れた。漢代における土地所有のあり方に、我が国で初めて科学的な分析を加えたのは西嶋定生氏であつた³²⁾が、氏によれば、漢代の土

地所有形態は、それまで「漠然と私有地の發達として把握されているのみであつて、未だその性格は明らかにされていな」かつたのである。氏の意図は、春秋戦国期以来の氏族制的邑共同体の分解が進展した結果、家父長制的土地所有が成立したことを明らかにし、史料上「名田」と呼称された土地の所有が、田地の国家への申告・登録を通じて実現されていたことの主張にある。この段階で、漢代における農民の土地所有の実現に際して、国家への申告が必要だつたことが指摘されていることは注意すべきである。氏は、本稿でとりあげた度田政策については特段の言及はしていないが、この論及によつて、度田政策の発した背景に、漢代における土地所有の把握が国家において最終的になされていたという事態を想定しておく必要性が確かめられるのである。

さて、この西嶋氏の見解（特に「名田」「占田」への理解）に対して疑義を唱えたのが平中荅次氏であつた³³⁾。すなわち、西嶋氏は、前漢の史料上に現れる「名田」の性格を検討して、後漢末に用いられた所有の客体としての「占田」の語とは異なる意味を「名田」という語は有したこと、及び「名」字そのものが、原義として自己を他から識別するといふ意を持ち、転じて物の真性を識認する仮号となつたと推定した。そのうえで、「名有」とは「識認せられたる所有」という意味に解すべきとし、「名田」とは、自己の所有地を他に確認せしめた土

地であり、その確認の主体が国家そのものと論じたのであった。平中氏の批判は、この西嶋氏の「名」ないしは「名田」の理解に向けられた。氏は、「名」の字義は西嶋氏のように特殊に限定した意なのではなく、「一定の名義（人名・地位・身分等）に帰属させる意」と見做すべきとした。氏は、漢代における土地所有の国家との関わり方について、西嶋氏が説いた所有地の申告・識認の關係に基づいたものではなく、本来的には国家権力の公法的土地所有（土地領有）に基づくものであったことを考慮すべきだと論じている。

ここで見た西嶋・平中両氏の論争から、本稿で継承すべきことは、近年、佐竹靖彦氏が、「西嶋・平中両氏の業績からわれわれが学びとるべき重要な事実は、秦漢時代の『所有権』が、申告による登録によって客観化したということである。このような名籍・田籍への登録をともなう『所有』が名有である。状況に応じて概念の一定の振幅をさえみこめば、このような『名』の解釈は、両氏のひかれるすべての史料に妥当するであろう」と概括するように、秦漢期の耕作地保有が何らかの形で国家によって掌握されていたという点である。前章で見た建武一五年から翌一六年にかけて蠢動した様々な政治的動向の背後に、耕作地の保有が最終的に国家によって管理されるという原則が存していたことをここでは確かめておかなければならないであろう。さて、この「国家による管理」とは具体的にはどのような形で制度的に担保

されていたのであろうか。

前章でも簡単に触れたように、漢代においては八月に「案比」と呼ばれる調査が実施されていた。『周礼』地官小司徒条に

及三年、則大比、大比則受邦國之比要。

三年に及べば、則ち大比す、大比すれば則ち邦國の比要を受く。

とある記事の鄭玄注に、

大比、謂使天下更簡閱民數及其財物也。受邦國之比要、則亦受鄉

遂矣。鄭司農云「五家爲比、故以比爲名、今時八月案比是也。要

謂其簿。」

大比とは、天下をして更めて民數及びその財物を簡閱せしむることを謂ふなり。邦國の比の要を受くれば、則ち、亦、郷遂を受く。

鄭司農云へらく「五家もて比と爲す、故に比を以つて名と爲す、

今時の八月案比は是なり。要とは、その簿を謂ふ」と。

とあるように、後漢前期の人物である鄭司農は、『周礼』経文に見られる「大比」を、「今時の八月の案比」に比定している。ここから、逆に、後漢前期には「案比」と呼ばれる何らかの調査が実施されていたことが裏付けられるのである。後漢時代にこうした調査が確実に実施されていたことは、紀一〇、皇后紀に

漢法常因八月筭人。遣中大夫與掖庭丞及相工、於洛陽鄉中閱視良家童女、年十三以上、二十已下、姿色端麗、合法相者、載還後宮、

擇視可否、乃用登御。

漢法、常に八月に因りて人を筭す。中大夫と掖庭の丞、及び相工をして、洛陽の郷中に於いて、良家の童女を閲視し、年十三以上二十已下の姿色端麗にして、法相に合ひし者、後宮に載還せしめて、可否を擇視して、乃ち登御に用ゐる。

とある「八月筭（算）人」の記事からも確かめられる。

さて、これらの調査の目的は何であつて、何をどこまで具体的に把握しようとしたものであろうか。この点、先に見た西嶋氏の研究の中に言及があり、「名籍」すなわち戸籍の作成が最終的な目的と見做されている。いわゆる「戸口調査」である。より具体的には、佐藤武敏氏²⁵⁾によつて、その内容が明らかにされている。佐藤氏は、漢代の戸口調査の淵源は經書の記載を別にすれば戦国時代にまで遡及できることに触れつつ、その漢代における対象は、老弱男女を問わず戸内の成員全員であり、その直接的な目的は、(一) 什伍組織の設定と(二) 人頭税（具体的には算賦）の徴収とにあつたと論じ、その結果として戸籍が編纂されたと推定している²⁶⁾。

ここまでの検討から、前章で見た【史料1】での「檢覈」の対象のうち「戸口・年紀」の調査が「八月案比」の制度上に位置づけられることは間違いない。ただ、建武十五年の調査が実施に移されたのが何月のことであつたのかは、必ずしも明らかではない。

曹金華氏²⁸⁾及び佐藤武敏氏²⁹⁾は共にこの調査が六月に発令されたものとしている。とりわけ佐藤氏は、六月に実施されていることを根拠に、これがあくまでも臨時の調査であつたと見做している。氏の理解は、【史料1】の叙述に先行する、紀一、光武帝紀の記述が、

六月庚午、復置屯騎・長水・射聲三校尉官、改青巾左校尉爲越騎校尉。

六月庚午、復た屯騎・長水・射聲の三校尉官を置き、青巾左校尉を改めて越騎校尉と爲す。

となつていて、「六月」に発令されたと理解する余地があることによる。しかし、『後漢書』の中華書局の標点本においては、この記事を【史料1】の部分と段落を別にしており、少なくとも標点本の作成者は度田政策の発布が六月に行われたものと見做してはいない。また【史料1】の記事に日付の干支が入っていないことも、六月に実施されたと見ることを逡巡させる。また『資治通鑑』においてもこの記事が六月に繫けられてはいないことも指摘しておかなければならない。

以上の理由から、建武十五年の度田政策が六月に実施された措置と見ることは難しいと思われる。曹金華氏の想定のうち、この政策による調査そのものが恒例の「八月案比」と同時並行で実施されたとの考えのみ従うべきと私は思う。

さて、ここまで、秦漢期における農民の耕作地保有に対する国家の管理を現実に担保する制度として想定される「八月案比」について検討した訳だが、以上見てきたように「八月案比」そのものはあくまでも名籍の作成に関わる「戸口調査」であった。秦漢期の中国において、戸口調査をその原則とする八月案比に附随するような形で、恒常的に、国家による耕作地の調査とそれに基づく耕作地保有関係の掌握までも行い得たと考えて良いのであろうか。残念ながら、それを確実なものとして今日に明確な形で伝えてくれる史料は存在していない⁴⁰。わずかに、『統漢書』百官志、州郡の条、劉昭注に引く胡広の説に、

秋冬歳盡、各計縣戸口墾田、錢穀入出、盜賊多少、上其集簿。丞尉以下、歳詣郡、課校其功。

秋冬、歳盡くれば、各おの縣の戸口墾田、錢穀の入出、盜賊の多少を計りて、其の集簿を上る。丞・尉以下、歳ごとに郡に詣り、課して其の功を校す。

とある記事に拠って、「八月案比」との関係は不明確ではあるが、後漢時代に、県が、「戸口」の調査と並行して「墾田」すなわち耕作地の調査を行い、その結果を財政状態（錢穀の入出）や治安状況（盜賊の多少）と一緒に上位の統治機構である郡に報告していたことが分かるのみである。この「墾田」の調査が、当時の農民の負担すべき租税の費用である「田租」の徴収のために実施されたものであろうことは容

易に想像できるところである。建武十五年の度田政策の全体が、恒例の「八月案比」に附随する形で実行されたのかどうかの当否も含めて、まずは田租徴収のために、どのような形で耕作地の把握が行われていたのかについて、従来の研究の展開を整理していきたいと思う。

（二）国家による耕作地保有把握

—— 田租賦課の実態を通して見た ——

秦漢期において田租という費目の税が徴収されていたことは良く知られており、『漢書』卷二四、食貨志に、

漢興、接秦之敝、諸侯竝起、民失作業、而大饑饉。（中略）上於

是約法省禁、輕田租、什五而稅一、量吏祿、度官用、以賦於民。

漢興り、秦の敝に接し、諸侯竝び起り、民は業を作すを失なひ、

大いに饑饉せり。（中略）上、ここにおいて法を約し禁を省き、

田租を軽くし、什五にして一を税し、吏祿を量り、官用を度りて、以て民に賦す。

とあることから確かめられる。我が国においては、中国史学黎明期以来の社会经济史研究の隆盛とも相まって、田租そのものの持つ史的意義までも含め、その徴収の基準や方法といった具体的内容にまでも踏み込んだ形での研究が進展してきた⁴¹。漢代の田租の徴収に関しての

基本的な概略は以下の通りである。^④

秦漢期の田租がそもそもいかなる租税であるのかについて史書に明示された叙述があるわけではないが、先に見た食貨志の記事や、『塩鉄論』未通篇の

御史曰「古者、制田百歩爲畝、民井田而耕、什而籍一。義先公而後己、民臣之職也。先帝哀憐百姓之愁苦、衣食不足、制田二百四十歩而一畝、率三十而稅一。（下略）」

御史曰はく「古は、田百歩を制して畝と爲し、民は井田して耕やし、什にして一に籍す。義、公を先にし己を後にするは、民臣の職なればなり。先帝、百姓の愁苦して衣食の足らざるを哀憐し、田二百四十歩を制して一畝とし、率^{おむね}三十にして一を税す。」

などから、一応は耕作地における収穫高を基準とした定率の税と規定されていたようである。この「定率課税」ということに関連して言えば、漢代においては種々の状況から田租の課税率は変化している。食貨志に見られるように、前漢の高祖の時に田租の課税率は「十五分の一」であったと考えられるが、『漢書』卷二、恵帝紀、高祖十二（前一九五）年条に

減田租、復十五稅一。

田租を減じて、十五にして一を税するを復す。

とあって、同条の鄧展註に

漢家初十五稅一、儉於周十稅一也。中間廢、今復之也。漢家、初め十五にして一を税す、周の十にして一を税するよりも儉なり。中間廢するも、今、之を復するなり。

とあるように、一旦は周代の制に倣って「十分の一」にしたものが再び「十五分の一」に戻った経緯が恵帝即位以前にあったことが分かる。さらには、文帝の治世において田租が撤廢されたことも経過したうえで、最終的には、景帝期以降その徵収率は「三十分の一」とされたことが以下の史料から確かめられている。すなわち、『漢書』四、文帝紀、文帝十三（前一六七）年条に見える、

六月、詔曰「農、天下之本、務莫大焉。今廩身從事、而有租稅之賦、是謂本末者無以異也。其於勸農之道未備。其餘田之租稅。賜天下孤寡布帛絮各有數。」

六月、詔して曰はく「農は、天下の本なれば、務め莫大なり。今、廩身して從事すれども、租稅の賦あり、これ謂ふに本末の以て異なる無きなり。其れ勸農の道、未だ備はらず。其れ田の租稅を除け。天下の孤寡に布帛絮を賜ふこと各おの數あらしめよ」と。

は、文帝の時期に一時的ではあれ「田の租稅」が除かれたことを示す記事であり、『漢書』卷五、景帝紀、景帝元（前一五六）年条の

五月、令田半租。

五月、田をして租を半ばならしむ。

及び、『漢書』卷二四、食貨志に見える

後十三歳、孝景二年、令民半出田租、三十而稅一也。

後、十三歳して、孝景二（前一五五）年、民をして田租を出すこと半ばならしめ、三十にして一を稅するなり。

とは、両者の繫年に一年のずれが見られるものの、少なくとも景帝期以降、田租の徵收率が「十分の一」となったことを示している。ただ、この徵收率自体もその後固定された訳ではなく、その都度の時代の事情に応じて変化していたことは、『後漢書』紀一、光武帝紀、建武六（三〇）年条に、

（十二月）癸巳、詔曰、「頃者師旅未解、用度不足、故行什一之稅。

今軍士屯田、糧儲差積。其令郡國收見田租三十稅一、如舊制。」

（十二月）癸巳、詔して曰はく、「頃者師旅未だ解けず、用度足らざれば、故に什一の稅を行ふ。今、軍士屯田して、糧儲差積まる。其れ郡國をして田租を收見すること三十にして一を稅せしめ、舊制の如くせよ」と。

とあり、その李賢註に、

景帝二年、令人田租三十而稅一、今依景帝、故云舊制。

景帝二（前一五五）年、人の田租をして三十にして一を稅せしむ、

今、景帝に依る、故に舊制と云ふ。

とあって、兩漢交替期の混乱さめやらぬ建武六年までの段階では、国

家の財政不足から「十分の一」の徵收率にしていた時期があったが、この段階に至って「舊制の如く」して「十分の一」に戻したことが確かめられるのである。

以上の諸史料から、漢代を通じて基本的には、田租の徵收率は「十分の一」とされていたことが了解できる訳であるが、本稿の趣旨から問題となるのは、この田租徵收の基礎となる收穫高の算定がどのようになつてから何らかの形で收穫高を調査のうえ算定し、それに「十分の一」なり「十分の一」なりを乗じて納附すべき田租額が算定されていたのであろうか。

この点についても、すでに十分な研究史が存在しており、以下、それを紹介する形で、漢代の田租徵收の実態について整理し、それが度田という行為といかほどの関係があるのか（または、ないのか）を検討してみたい。

漢代の田租徵收の基礎となる收穫高の算定が、必ずしも毎年厳密に実施された訳ではないことは、すでに吉田虎雄氏の先駆的な見解が存している。吉田氏は、『孟子』滕文公篇に、

龍子曰「治地莫善於助、莫不善於貢。貢者、按數歲之中以爲常、樂歲粒米狼戾、多取之而不爲虐、則寡取之、凶年糞其田而不足、則必取盈焉。」

龍子曰はく「地を治むるに助よりも善なるはなく、貢よりも善ならざるはなし。貢とは、數歳の中を按して以て常と爲し、樂歳の粒米は、狼戾にして多く之を取れども虐を爲さざるに、則ち寡なく之を取り、凶年は其の田に糞すれども足らざるに、則ち必ず取りて焉を盈たす」と。

とある龍子の言のなかに、「貢」と呼ばれる夏の税法が数年間の收穫の平均を基準として税額を決定しているとの発言があることに着目し、漢代においてもこれと同様の方法で税額を決定していたものと推論する。次いで『塩鉄論』未通篇の記事を掲げている。それは、先に引用した未通篇の御史の言に続く文学の発言に、

文學曰「什一而籍、民之力也。豐耗美惡、與民共之。民勤、己不

獨衍、民衍、己不獨勤。故曰『什一者、天下之中正也。』田雖三

十、而以頃畝出税、樂歲粒米狼戾而寡取之、凶年饑饉而必求足。

加之、以口賦更繇之役、率一人之作、中分其功（下略）。」

文學曰はく「什一にして籍するは、民の力めなり。豐・耗・美・

惡は、民と之を共にす。民勤なれば、己獨りのみ衍ならず、民衍

なれば、己獨りのみ勤ならず。故に曰はく『什一は、天下の中正

なり。』と。田は三十と雖ども、而るに頃畝を以て税を出せば、

樂歳の粒米は狼戩なれども寡く之を取り、凶年は饑饉なれども必ず足るを求む。加之、口賦更繇の役を以てすれば、率むね一人の

作、其の功を中分す。（下略）」

とあって、注目すべきは「田は三十と雖も、而るに頃畝を以て税を出し」と述べている部分である。文学の発言の真意は、「三十分の一」の徴収率とは言いながら、実態は田土の面積に応じて税額を決定しているため、豊作の年は穀物が有り余っていてもわずかしき徴税しないし、逆に凶作の年であっても必ず規定の額を供出させているとの現状の告発にある。以上の史料を基礎に、吉田氏は「漢の田租は收穫高を課税標準」とする規定ではあったが、「實際に於ては予め一定面積の收穫高を見積もり、之を十五分または三十分して税率を算定し、各人所有田畝の面積を課税標準として之を徴収したもの」と主張するが、従うべきであろう。

吉田氏の見解は後漢時代の史料によっても補強される。建武十五年の度田政策が実施されたあとの時期に関わる史料であるが、明帝期、永平十一（六八）年頃の事情を伝える、列伝二九、劉般伝の

是時下令禁民二業、又以郡國牛疫、通使區種增耕、而吏下檢結、

多失其實、百姓患之。般上言「郡國以官禁二業、至有田者不得漁

捕。今濱江湖郡率少蠶桑、民資漁採以助口實、且以冬春閑月、不

妨農事。夫漁獵之利、爲田除害、有助穀食、無關二業也。又郡國

以牛疫・水旱、墾田多減、故詔勅區種、增進頃畝、以爲民也。而吏舉度田、欲令多前、至於不種之處、亦通爲租。可申勅刺史・二

千石、務令實覈、其有增加、皆使與奪田同罪。」帝悉從之。

是の時、令を下して民に二業を禁じ、又、郡國の牛疫を以て、通じて區種増耕せしむれども、吏は檢結を下して、多く其の實を失ひ、百姓之を思らふ。般、上言して「郡國、官を以て二業を禁じれば、田を有する者は漁捕するを得ざるに至る。今、江湖に濱せる郡は率むね蠶桑少なく、民は漁採に資して以て口實を助け、且つ冬春の閑月を以てすれば、農事を妨げず。夫れ漁獵の利は、田の爲に害を除き、穀食に助けあれば、二業に關はりなきなり。

又、郡國、牛疫・水旱を以て、墾田多く減じ、故に詔勅して區種して、頃畝を増進せしめむとするは、以て民の爲なり。而れども吏は擧げて度田し、前よりも多からしめむと欲し、種々ざるの處に至りても、亦、通じて租を爲す。刺史・二千石に申勅して、務めて實覈せしめて、其れ増加あれば、皆、奪田と罪を同じくせしむべし」と。帝、悉とく之に従ふ。

という記事のなかの劉般の言に着目したい。劉般は、牛疫・水旱といった災害を受けて詔勅をもって耕作地の面積増大策を打ち出したことが、実際には「吏、擧げて度田して、前よりも多からしめむと欲し、種々ざるの處に至りても、亦通じて租を爲す。」という状況をもたらしたと主張している。ここから理解できることは、明帝期における後漢の地方官が、こぞって耕作地の面積を實際よりも多く申告しようとする

して、現実には耕作されていない土地までも田租の賦課の対象としようとしたことと、そうした事態を非難する劉般はその改革（具体的に「實覈」＝正確な耕作地の計測と申告）を主張していることである。そこから、田租賦課のための基礎的な作業として、「度田」すなわち耕作地の面積調査が実施されていたことが想定できるのである。

同様に、列伝六六、循吏列伝、秦彭伝に見られる、

建初元年、遷山陽太守。（中略）興起稻田數千頃、每於農月、親度頃畝、分別肥瘠、差爲三品、各立文簿、藏之鄉縣。於是姦吏踟躕、無所容詐。彭乃上言、宜令天下齊同其制。詔書以其所立條式、班令三府、竝下州郡。

建初元（七六）年、山陽太守に遷る。（中略）稻田を興起すること數千頃、毎に農月において、親ら^{みづか}頃畝を度り、分かちて肥瘠を別ちて、差して三品と爲し、各おの文簿を立て、之を郷縣に藏す。ここに於いて姦吏踟躕して、詐を容るる所なし。彭、乃ち上言して、宜しく天下をして齊しく其制を同じくせしむべし、と。

詔書して其の立つる所の條式を以て、三府に班令して、竝びに州郡に下さしむ。

を検討したい。これは、建武十五年の度田政策より四十年ほど遅れる章帝期の事例ではあるが、山陽太守に遷った秦彭の手によって耕作地の面積調査（「親から頃畝を度り」）や土地の豊かさの度合いの検査

〔分ちちて肥瘠を別ち〕が実施され、その結果土地に三段階の等級が付され、それを記録した帳簿（文簿）も作成されて、郷や県に所蔵されたことを伝えている。さらに、秦彭の上言によってこの措置は全国に準用された。この事例も、漢代において、地方官による耕作地の調査が実施されていたことを示すものとして理解すべきものである。

以上、基本的史料と共に漢代の田租の徴収方法に関する吉田氏の見解を見た。この見解は、他の論者による新しい理解が付け加えられながら、基本的には受け入れられ今日に至っている。

ただ、田租額の決定方法に関して吉田氏の見解を継受した平中荅次⁴⁶氏は、『後漢書』秦彭伝に見られた田地三等の等級制の実施時期に関しては、やや違った見解を述べている。吉田氏は、秦彭伝の記載を根拠に、田地を三等の等級に分けて田租の額を算定することは後漢・章帝の時期から開始されたと考えた。しかし、平中氏は、事実上定額課税であった田租の算定に土地の等級が考慮されない時期があったのであれば、前漢の田租は単位面積あたりの穀物量で示されたはずであって、そうした史料上の痕跡が残されていないことは、現実には田土ごとに田租の額が異なっていたこと、すなわち田地をその肥瘠に応じて等級分けしそれに応じて田租を算定したということは前漢から行われていたのではないかと推定したのである。

その平中氏の見解を受けて、米田賢次郎氏⁴⁷は、居延漢簡も駆使した分析の結果、田別の等級制はすでに前漢の昭帝の頃には存在しておりかつその田土の等級に応じた収穫査定額の比率は、上田・中田・下田に対して概ね「一〇・八・六」であったと見做せると指摘している。なお米田氏は、田土の基準が全国一律であったと見做すのではなく、各地方ごと、すなわち郡国ごとに等級が決められていたのではないかといい、さらには豊年・平年・凶年ごとの年別による三等制も存在していたことも主張している。

以上の諸氏の議論を整理すると、（一）漢代の田租が、収穫物に対する定率の課税ではなく耕作地の面積に応じた事実上の定額課税であること、（二）定額課税ではあっても、田土の肥瘠に応じて適宜課税の比率が決定される方式が採用されていたこと、以上の二点が共通の認識として今日に至っている⁴⁸。

一九七五年に、秦代の法律（秦律）ないし法律文書（「封診式」など）を含む睡虎地秦簡が発見された。その秦律のなかの「田律」の分析を通して、今日では秦代の田租徴収の実際についても研究が進展している。山田勝芳氏⁴⁹によれば、秦律段階では県の下に田土の管理を主たる職務とする田嗇夫が存在し、その管轄範囲は田部と呼ばれ、この田嗇夫が耕地そのものを調査し、あわせて田租課税の決定までも行っていた。但し、田租の徴収そのものは、民衆そのものを管轄するために県

の下に置かれた郷部が管轄していたのであって、田耆夫が田租の徴収そのものまで行っていたのではないとしている。なお、山田氏は、統一前の秦律に基づくと考えられる睡虎地秦簡と、統一前後の秦律が記載されていると考えられる一九八九年に出土した龍崗秦簡とを比較したうえで、田部の権限自体は徐々に低下して郷部に吸収されたとも想定した。そのうえで、『史記』卷六、秦始皇本紀、始皇帝三十一（前二二六）年条の集解に引く徐広の説に「使黔首自實田也」とある記事について、『史記』の注釈家である徐広が「民が自分で自らの土地を調べ確定するように国家が指示した」と理解したと考えるべきであるとする。その結果、郷部が田部の吏を使わない形で各戸の土地を確定するために、各戸ごとに郷部の吏が立ち会って各戸の土地を確定することがこの頃から開始されたと見做し、ひいてはそうして確定された土地が田籍に記入され郷段階で管理されるようになったのではないかと推測している。

山田氏が明らかにした秦律段階の状態と、ここまで見てきた漢代の事例とを直接繋ぐ史料が残存していないため断定することは出来ない（一九八五年に発見され、二〇〇一年に釈文の全文が公表された張家山二四七号墓出土の張家山漢簡に含まれる前漢初期の「田律」にも田租徴収の具体的方法は記されていない）が、秦律の時代では郷段階で田籍が管理されていたとの山田氏の想定は、少なくとも先に挙げた後

漢の秦彭の事例とも共通する事象なのであって、そのまま漢代にあっても引き継がれていたと見做して良いのではないだろうか。少なくとも前漢において徴税業務自体が郷で実施されていたことは、『漢書』卷一九、百官公卿表に、

郷有三老・有秩・耆夫・游徼。三老掌教化。耆夫職聽訟、收賦稅。游徼徼循禁賊盜。

郷に三老・有秩・耆夫・游徼あり。三老は教化を掌どる。耆夫は聽訟を職とし、賦稅を收む。游徼は徼循して賊盜を禁ず。

とあることから確かめられるし、後漢の事例はより詳細に、『統漢書』百官志、県郷亭里の条に、

郷置有秩・三老・游徼。本注曰、有秩、郡所署、秩百石、嘗一郷人。其郷小者、縣置耆夫一人。皆主知民善惡、爲役先後、知民貧富、爲賦多少、平其差品。三老嘗教化。凡有孝子順孫、貞女義婦、讓財救患、及學士爲民法式者、皆扁表其門、以興善行。游徼掌徼循、禁司姦盜。又有郷佐、屬郷、主民收賦稅。

郷に有秩・三老・游徼を置く。本注に曰はく、有秩は、郡の署する所にして、秩百石、一郷の人を掌どる。其の郷の小さき者は、縣、耆夫一人を置く。皆、民の善惡を知り、役の先後を爲し、民の貧富を知り、賦の多少を爲し、其の差品を平らかにすることを主どる。三老は教化を掌どる。凡そ孝子・順孫、貞女・義婦の財

を譲りて患を救ひ、及び學士の民の法式と爲る者あれば、皆、其の門に扁表して、以て善行を興す。游徼は徼循して姦盜を禁司することを掌どる。又、郷佐あり、郷に屬し、民の賦税を收むることを主どる。

とあって、郷の有秩ないしは畜夫が「役の先後」すなわち徭役の割当を勘案したり、「賦の多少」すなわち算賦などの賦課すべき額の算定をし、郷佐が実際に賦税の徴収—このなかには当然田租も含まれていると考えられる—に当たっていたことが推定できるのである。秦代以来の方式に従い、直接租税の徴収にあたる郷において日常的に田土の計測や管理がなされ、それが県に報告され、ひいては郡、そして上計の制度によって中央に報告されていたものと考えられる。『漢書』卷八一、匡衡伝に見える、

建昭三年、代韋玄成為丞相、封樂安侯、食邑六百戸。（中略）初、衡封僮之樂安郷、郷本田隄封三千一百頃、南以閭伯爲界。初元元年、郡圖誤以閭伯爲平陵伯。積十餘歲、衡封臨淮郡、遂封眞平陵伯以爲界、多四百頃。至建始元年、郡乃定國界、上計簿、更定圖、言丞相府。衡謂所親吏趙殷曰、「主簿陸賜故居奏曹、習事、曉知國界、署集曹掾。」明年治計時、衡問殷國界事、「曹欲奈何。」殷曰、「賜以爲舉計、令郡實之。恐郡不肯從實、可令家丞上書。」衡曰、「顧當得不耳、何至上書。」亦不告曹使舉也、聽曹爲之。後賜與屬

明舉計曰、「案故圖、樂安郷南以平陵伯爲界、不從故而以閭伯爲界、解何。」郡即復以四百頃付樂安國。衡遣從史之僮、收取所還田租穀千餘石入衡家。司隸校尉駿・少府忠行廷尉事劾奏「衡監臨盜所主守直十金以上。春秋之義、諸侯不得專地、所以壹統尊法制也。衡位三公、輔國政、領計簿、知郡實、正國界、計簿已定而背法制、專地盜土以自益、及賜・明阿承衡意、猥舉郡計、亂滅縣界、附下罔上、擅以地附益大臣、皆不道。」於是上可其奏、勿治、丞相免爲庶人、終於家。

建昭三（前三六）年、韋玄成に代はりて丞相と爲り、樂安侯に封ぜられ、食邑六百戸なり。（中略）初め、衡、僮（縣）の樂安郷に封ぜられ、郷、本、田の隄封三千一百頃、南は閭伯を以て界と爲す。初元元（前四八）年、郡圖誤りて閭伯を以て平陵伯と爲す。積むこと十餘歲、衡、臨淮郡（の僮縣樂安郷に）封ぜられ、遂に眞の平陵伯を封（土盛り）じて以て界と爲し、多きこと四百頃なり。建始元（前三二）年に至りて、郡（臨淮郡）、乃ち國界を定め、計簿を上り、更めて圖を定めて、丞相府に言す。衡、親しくする所の吏の趙殷に曰ひて謂はく、「主簿の陸賜は故（もと）奏曹に居れば、事に習ひ、國界を曉知すれば、集曹の掾に署せむ」と。明年、計を治むるの時、衡、殷に國界の事を問ふ、「曹は奈何せむと欲するや」と。殷、曰はく、「賜は、以て計を擧ぐる

を爲すに、郡をして之を實たさしめむとす。恐らくは郡、實に従ふを肯ぜざらむ、家丞をして書を上しむべし」と。衡曰はく、「當に得べきか不かを顧ふのみ、何ぞ書を上るに至るや」と。亦、曹に告げずして舉げしめ、曹の之を爲すを聴く。後、賜は屬の明と計を舉げて曰はく、「故の圖を案ずるに、樂安郷の南は平陵佰を以て界と爲すに、故に従はずして閭佰を以て界と爲すは、解すること何ぞや」と。郡は即ち復して四百頃を以て樂安國に付す。

衡、從史をして僅に之かしめ、還す所の田租穀千餘石を收取して衡の家に入れしむ。司隸校尉の駿・少府の忠、廷尉の事を行して効奏すらく「衡、監臨して主守する所の直十金以上を盜む。春秋の義に、諸侯は地を専らにするを得ざるは、統を壹にして法制を尊ぶが所以なり。衡、位三公にあり、國政を輔け、計簿を領し、郡の實を知らば、國界を正すに、計簿已に定まるも法制に背き、地を専らにして土を盜みて以て自から益せむとす、及び賜・明は衡の意に阿承して、猥りに郡の計を舉げ、亂して縣界を減じ、下に附きて上を罔くし、擅まに地を以て大臣に附益するは、皆不道なり」と。ここにおいて、上、其の奏を可とするも、治することなく、丞相は免ぜられて庶人と爲り、家に終ふ。

という記事は漢代の國家機構による土地の管理に関して、郡國と中央政府がどのような關係にあつたかを知る手がかりを与えてくれるもの

である。前漢元帝（在位前四九、前三三年）の治世末期の建昭三（前三六）年に丞相となつた匡衡は臨淮郡の僮県に属する樂安郷に列侯として封建された。ところが、この樂安郷の境界線の位置をめぐつて以下のような事情によつて興味深い事件が引き起こされた。

そもそも樂安郷の南界は閭佰という道路に設けられていたが、初元（前四八）年以來、「郡圖」の記載が誤つて、図上において閭佰をより南の平陵佰のところに記していた。それから十二年後、匡衡が樂安侯に封ぜられた時にはなしくずして平陵佰が樂安郷の南界とされるに至つていた。境界がより南に移動したことに伴い、結果的に樂安郷は四百頃ほど本来の地籍以上の田地を含むこととなつていた。ところが建始元（前三二）年に至つて、臨淮郡は、改めて土地の境界を定め、「郡圖」を更定して丞相府に報告しようとしたのである。この動きを受けて、匡衡は親しくしている官吏の趙殷を通じて、匡衡の旧知の人物である主簿の陸賜を、丞相府における上計簿の処理に関連する部署に送り込んだ。臨淮郡は、本来の境界である閭佰を樂安郷の南界とする郡圖を上計したのであるが、陸賜の策動によつて、實際は四百頃あまりも封土が増大する結果をもたらす平陵佰を樂安郷の南界とすることが強引に決定されるに至つたのである。その結果匡衡は、閭佰を南界とする本来の樂安郷の封土が確定することに備えて準備しておいた、國家に返還すべき田租を私邸に運び込ませたのだが、その行為が司隸

校尉や少府の知れるところとなって、丞相を免官されるに至っている。楽安郷の南界の位置をめぐる政治的駆け引きも興味深いが、ここから遅くとも前漢の成帝の治世の前半期には、郡で作成された地図が上計を介して中央政府に報告されていたこと、郡の作成した土地の区画の最終的な決定も、匡衡伝に見られる陸賜の取った行動から考えて、従前から中央に報告されていた地図との照合を経てあくまで丞相府で行っていたことの二点を確かめることができるのである。

ただ、この匡衡の事例は、列侯が封ぜられた土地の区画、要するに県や郷の境界の画定のみに関わる問題であって、吏民一人一人の保有する土地にまでは必ずしも関係しないと考えることもできるし、むしろ、中央政府においては、広大な領域のすべてにわたる膨大な土地の所有関係の報告までも受け入れて細部にわたって管理を一元化していたとまでは考えられないというほうが実情に近かろう。しかし、以下に掲げる史料は、少なくとも前漢期の吏民が土地の保有を行う場合に、郡が直接関与したことを物語っている。すなわち、『漢書』卷七七、孫宝伝に、

時帝舅紅陽侯立使客因南郡太守李尚占墾草田數百頃、頗有民所假少府陂澤、略皆開發、上書願以入縣官。有詔郡平田予直、錢有貴一萬萬以上。寶聞之、遣丞相史按驗、發其姦、劾奏立・尚懷姦罔上、狡猾不道。

時に帝の舅・紅陽侯・立（王立）客をして南郡太守・李尚に因りて墾草田數百頃を占せしむるに、頗る民の假る所の少府の陂澤あり、略皆開發し、上書して以て縣官に入れむことを願ふ。詔ありて郡に田の予直を平せしめ、錢、貴にして一萬萬以上あり。寶、之を聞き、丞相史をして按驗せしめ、其の姦なるを發き、立・尚を劾奏すらく、姦を懷き上を罔くするは、狡猾にして不道なり、と。とある。これは、成帝の鴻嘉年間（前二〇〇〜前一七一年）に、外戚でもあった紅陽侯・王立が南郡太守の李尚を事実上の仲介者として數百頃の土地を開墾し、最終的には一億錢以上の売価で國家に買い取らせようとした顛末を伝えている。王立とその土地開發を事実上仲介した南郡太守の李尚は、丞相司直・孫宝の摘發を受けて罪に問われるが、これは土地の開發をしたことが問題となつたのではなく、開發して國家に買い取らせようとしたその土地のなかに、農民に仮していた中央官庁・少府の陂沢が若干含まれていたにも関わらず開墾して一旦は王立のものとしてしまったこと⁵¹、その土地の価格の算定が郡に委ねられた際に本来は少府に属すべき陂沢の分をも含めて価格を計算したことが問題となつたに過ぎない。恐らく、國家に買い取られた田土の取りあえずの管理機關が郡であることに由来して、土地の価格の算定も郡に命じられたのであろう。王立が未開墾の土地を一旦は自己の所有下におく際、南郡太守の地位にあつた李尚の仲介を受けたのも、國家が

最終的な土地の管理を行っている漢代にあって、地方でその管理の業務を直接取りまとめていたのが郡であったことを浮き彫りにしているものと思われる。

従って、近年出土した尹灣漢墓簡牘の「集簿」と呼ばれる第一号木牘（上計の際、郡国から中央政府に提出された上計簿の控えであったと考えられる）の表側において、漢代の東海郡の県・邑・侯国・郷・亭の数や郡府の吏員の数などが記される末尾に

提封五十一萬二千九十二頃八十五畝二〇……人如前

とあり、裏面の第一行目に、

□國邑居園田廿一萬一千六百五十二〇〇十九萬百卅二……卅

五（？）萬九千六……

とあり、第二行目に、

種宿麥十萬七千三百〇十頃。多前千九百廿頃八十二畝

とあるような数値は、郷段階から県を経て郡国段階で取りまとめられて積算された合計の数値と考えられる。不分明なところも存するとはいえ、裏面の第二行目の宿麥を蒔いたと考えられる農地の総計が畝単位まで精密に把握されていることを考慮すると、郷段階での農地の調査はかなり細かく実施され、県を経由した郡国段階においてもその細かい数値が正確に報告されて合算されていたことが想定できよう。

そうした数値が全国規模で中央政府においてとりまとめられたと考

えられる史料も断片的ではあるが残存している。幾つかの事例を掲げてみたい。前漢の事例としては、平帝（在位 後一〜後五年）の時期のものとされる、『漢書』卷二八、地理志に見える

凡郡國一百三、縣邑千三百一十四、道三十二、侯國二百四十一。

地東西九千三百二里、南北萬三千三百六十八里。

提封田一萬萬四千五百一十三萬六千四百五頃、

其一萬萬二千五百二十二萬八千八百八十九頃、邑居道路、山川林澤、

羣不可墾、

其三十二萬九千九百四十七頃、可墾不可墾、

定墾田八百二十七萬五千三百六十六頃。

民戶千二百二十三萬三千六十二、口五千九百五十九萬四千九百七

十八。

があり、後漢期の数値としては、『統漢書』郡国志の劉昭註に、伏无忌が記録した戸口数並びに墾田の頃畝数が残されている。特に墾田数が記されているものを掲げると、

和帝 元興元（一〇五）年

墾田 七百三十二萬一千七百七十頃八十畝百四十步

安帝 延光四（一二五）年

墾田 六百九十四萬二千八百九十二頃一十三畝八十五步

順帝 健康元（一四四）年

墾田 六百八十九萬六千二百七十一頃五十六畝一百九十四步

冲帝 永嘉元（一四五）年

墾田 六百九十五萬七千六百七十六頃二十畝百八畝

質帝 本初元（一四六）年

墾田 六百九十三萬一百二十三頃三十八畝

となる。伏无忌が各皇帝の代替わりの時の数値を記録したことは、劉昭註に書かれている通りであるが、後漢中期の順帝の死（一四四）後から桓帝（在位一四六―一六七年）の即位までは幼少の皇帝の即位と死が交錯し（周知のように質帝は梁冀によって殺害された）たため、結果的に一四四年からの数値が三年連続で記録され今日に伝えられていることになる。この三年間の数値は毎年微妙な変化を示しているが、このことは各地方から集約されてきた数値自体が年毎に変化していたこと、ひいては少なくとも後漢の中期には、農民の耕作地の調査が毎年正確に実施されていたことと、それが最終的には洛陽の中央政府にまで報告されていたことを裏書きするものと考えてよいであろう。前項で見た「八月案比」自体に耕作地の調査まで含まれていたことまでは確言できないが、「八月案比」に附随する形かもしくは何らかの方法によって農民の耕作地の調査が実施されていたものと見做して差し支えないであろう。

こうした制度的な裏づけがあればこそ、『漢書』卷十一、哀帝紀、

綏和二（前七）年条に、

有司條奏「諸王・列侯得名田國中、列侯在長安及公主名田縣道、

關内侯・吏民名田、皆無得過三十頃。」（下略）」

有司條奏して「諸王・列侯の田を名ずることを國中に得ること、

列侯の長安に在りしもの及び公主の田を縣・道に名ずること、關

内侯・吏民の田を名ずること、皆、三十頃を過ぐるを得ることなし。

（下略）」

とある限田策も実施が企図されたのであろう。土地の保有を制限しようとしても、客観的な数字の裏付けがなければ実施すら不可能であろうと思われる。また、この政策の立案者も、当時、実際に行われていた国家機構による農地の掌握の制度的な裏付けがあればこそ、有力層の土地所有に一定の歯止めを掛けなければならないだけの実情を認識することができたであろうし、この限田策がそれなりに成功を収めるだろうとの見通しも持ったのではないか。⁵⁶⁾

以上の検討から相当程度推測に委ねる部分も多いとはいえ、漢代においては、国家機構によって恒常的に土地の管理がなされており、その管理は郷段階での調査を基礎に、その調査結果を集約した資料は県から郡国へ、そして郡国からの上計によって中央にも伝達され、集計・管理されていたと理解することができる。⁵⁷⁾

(三) 度田政策の持つ史的意義

前項までの考察を基礎に、本項では、建武十五年に実施された度田政策が、漢代の租税ないしは土地所有に関わる社会経済史全体の歴史展開のなかでどのような位置づけが与えられるのかについての私見を提示したい。その上で、度田政策の内実を伝える前章で提起した諸史料の細部を再検討することで、後漢建国期の租税賦課や土地所有をめぐって現実にとどのような問題が伏在していたのかについての私見もあわせて提示することとしたい。

改めて前章で取り上げた、度田政策そのものの経緯についての検討を想起してみたい。建武十五年に発布された度田政策は、(一)州・郡に対して度田及び戸口調査の実施を命じた(以上【史料1】の前半部)が、(二)その実施の経過報告が行われる過程で地方官の不正行為の存在が発覚し(その具体的な経緯が【史料6】に記される)ため、謁者を派遣してさらに精密な調査が実施され(【史料1】の後半部及び【史料6】)、(三)その結果、翌年になって「度田の實ならざる」行為が摘発され、十人を越える郡太守が処罰された、という経緯をたどり、(四)【史料4】に伝えられるような豪族層の反乱を引き起こした、という結果を齎したのである。

まずここでは、前項までに検討した漢代の田租にまつわる諸事象・

土地の保有状況の管理のあり方などを前提に、まず、前章第二節で提示した二つの問題のうちの第一点「地方官府における日常的な耕作地・戸口調査とこの度田政策の関係の理解の仕方」に対する回答を試みてみたい。

既に本節の(二)でも述べたように、この建武十五年の度田政策自体が、漢代において毎年確実に実施されていた「八月案比」に附随する形で実施された可能性は非常に高いと思われる。【史料5】に見られるようにこの政策発布の直接の要因は、「天下の墾田多く實を以てせ」ざることと「戸口・年紀も互ひに増減」あることに求められるのであって、政策の遂行にあたっては当然戸籍(戸口)調査が農地の調査と並行して行われたはずだからである。この点は、前章で提示した関連史料では「度田」の不正やそれに対する反応についてのみ述べられているので看過しがちである。ちなみに度田政策に起因して発生した諸事件がすべて「度田」そのものにまつわっているものであるということは、むしろ戸籍調査のほうは極めて順調に展開したものと受け止めても良さそうである。建武十五年の戸口調査の場合は従来と比較して念入りで正確なものを要求されたであろうが、民衆の反抗を招くようなものではなく、また調査内容が最終的に報告された中央政府にあっては満足のいくものであったと推定できる。

従って検討すべきはこの建武十五年の「度田」そのものということ

になる。前項において見たように、戦国・秦の睡虎地秦簡の段階以来、田租徴収を最大の目的として、国家統治機構による農地の検査・掌握は実施されてきたはずである。ただ、その農地の検査が日常的に行われていたことを確言する史料の記述を欠いている憾みはあるが。

従来の漢代の土地制度や税制の研究のなかで、この建武十五年の度田政策について言及しているものを見ると、概ね、臨時に採られた政策と見做されている。例えば平中芥次氏⁽⁵⁸⁾は、耕作地の保有者が自己申告したうえで国家がその所有関係を確認したのではなく、耕作地を国家が「度田」するほうが一般的であったと推定し、その事例として幾つかの史料を掲げている。まず、前漢時代のものとしては、『漢書』卷四、文帝紀、後元元（前一六三）年条に記載される詔文

開者數年比不登、又有水旱疾疫之災、朕甚憂之。愚而不明、未達其咎。意者朕之政有所失而行有過與。乃天道有不順、地利或不得、人事多失和、鬼神廢不享與。何以致此。將百官之奉養或費、無用之事或多與。何其民食之寡乏也。夫度田非益寡、而計民未加益、以口量地、其於古猶有餘、而食之甚不足者、其咎安在。無乃百姓之從事於末以害農者蕃、爲酒醪以靡穀者多、六畜之食焉者衆與。細大之義、吾未能得其中。其與丞相列侯吏二千石博士議之、有可

以佐百姓者、率意遠思、無有所隱。
開者數年比りに登らず、又、水旱疾疫の災あれば、朕、甚だ之を

憂ふ。愚にして不明なれば、未だ其の咎に達せず。意者朕の政に失ふ所ありて行ひに過りあるか。乃ち天道に順はざることあり、地の利或は得ず、人事多く和を失ひ、鬼神廢して享げざるか。何か以て此に致さむ。將た百官の奉養或は費へ、無用の事或は多きか。何ぞ其れ民の食の寡乏なるや。夫れ度田も寡きを益すにあらず、而も民を計りても未だ益を加へず、口を以て地を量るに、其れ古よりも猶ほ餘りあり、而れども食の甚だ足らざるは、其の咎、安にか在らむ。無ければ、乃ち、百姓の末に従事して以て農を害ふ者蕃く、酒醪の爲に以て穀を靡する者多く、六畜の食を食らふ者衆きか。細大の義、吾未だ能く其の中を得ず。其れ丞相・列侯・吏二千石・博士と之を議し、以て百姓を佐くべき者あれば、意に率ひ思ひを遠くし、隠す所あることなかれ。

をあげているが、このなかに、「度田」の語が見え、かつこの詔文のなかで必ずしも「度田」が臨時的なものと位置づけられている訳ではないことも併せ考えれば、平中氏の想定にも充分従えよう。平中氏は、後漢時代の事例としては、前章で詳細に検討した建武十五年の度田政策の諸史料の他、前項で示した劉般伝や秦彭伝の記述を提示している。劉般傳に引かれる劉般の上言のなかの「刺史・二千石に申勅して、務めて實覈せしむべし、其れ増加あれば、皆、奪田と罪を同じくせしめよ」と、刺史・二千石に耕作地の「實覈」を命じていることも、確か

に、地方官による土地の計測が恒常的に実施されていたことを示す一例にはなっている。こうした史料状況を踏まえて、平中氏は、建武十五年の定例の上計が実情とかけ離れていたために特別の措置として度田政策は実施されたものと見做している。氏の理解に従うと、建武十五年の「度田」は、本来正確に実施されるべき調査結果が現実に即していなかったことが明らかになったためにより厳格な「檢覈」が命じられたもの、ということになる。

この平中氏の理解とほぼ同様の立場を採るのが佐竹靖彦氏⁵⁹⁾である。氏の言を借りれば、この建武十五年の措置は「本来のルーティンな度田とは異なった、田地登録の不正摘発のための全国的検査」であったということになる。佐竹氏はこの度田政策に附随して発生した諸事件についても興味深い提言をされているが、それは後述する。ともあれ両氏の見解にも見られるように、建武十五年に發布された度田政策は、漢代に存在した国家の統治機構による日常的な土地調査を前提として、ただし臨時的に、より厳格な調査を命じたものであったと理解しておいて良いであろう。

(四) 度田政策における「不正」の意味

続いて、残る前章第二節で提起した問題、「州牧・太守の調査がど

のような意味で不正な行為とされたのかを漢代の社会経済史全般の文脈のなかで捉え直す」ことへの回答を探ることを通じて、度田政策の具体的内実について検討していきたい。後に後漢の明帝となった皇太子の聡明さを伝える逸話としても有名な【史料6】に記された経緯により、「度田」の実行に際して、実際の現場では不正が行われたことが発覚したわけであるが、では、どのような点が問題になり、問題とされた理由がどのあたりに求められるべきなのかを考えて行かなければならない。

しかしながら、調査の実情を伝える史料は、前章で掲げた【史料3】と【史料5】のみであり、その内容もほぼ共通している。恐らく【史料3】の根拠となった、現在には伝えられていない『東観漢記』が、【史料5】の記述にあたって参照されたものであろうが、この二つの記事から、不正の内容について考えていきたいと思う。

まず第一点は、それぞれの地方における耕作地保有関係の調査の最高責任者であるべき州牧や太守の調査の進め方には、史料上「詐巧」と表現される面【史料3】が多かったということである。佐竹氏はこの語に「ごまかし」という訳語を与えているが、より正確には【史料5】に書かれている「多く平均せず」ということであり、その結果として「豪右を優饒して、羸弱を侵刻する」結果が齎されたということである。ここで「平均せず」と記されていることの背景を読み取る

ことは容易ではないが、単に当時の「豪右」すなわち在地社会の有力層が現実を果たしていた大土地所有を追認したことが問題とされたのではない、ということは推定できよう。州牧・太守の行った「詐巧」とは、農地の保有関係があるがままに調査・記録した（「檢覈」ないしは「實覈」という語で表現される行為）ことではなく、特定の階層に配慮する形で中央政府への報告を行おうとしたところに求められなければならない。その配慮がすなわち「平均」せざる行為として「詐巧」と認められた訳である。

従って、どのような歴史的事実が「豪右を優饒」したことになるのか、考えるべき第二点の問題になる。これに関しては、【史料5】に「百姓嗟怨して、道を遮ぎりて號呼」する状況（【史料3】では「里落の聚まりし人、道を遮ぎりて啼呼」したと表現されている状況）を引き起こした、【史料3】に見られる「苟にも度田を以て名と爲すに、人を田中に娶め、竝びに廬屋をも度」った行為が直接関係するものと思われる。度田の行為として、廬屋をも計測してしまったことが、結果的に「豪右を優饒し、羸弱を侵刻」した事になったのであろう。農作業を進めるための、季節によっては宿泊もしたと考えられる作業小屋である「廬屋」を農地として計測することの持つ意味を少し考える必要がありそうである。なぜ、地方官は本来農地ではないところまで計測したのであろうか。

この点に関わって、従来の研究は言わば常識的な理解に留まっていた、と言える。例えば平中荅次氏は、度田政策についての史料を提示しつつ、田租が事実上の定額課税であったことを前提に、田租負担額の算定の基礎となる各人の所有農地面積はできるだけ正確に把握されなければならなかった実例とする一方で、あわせて「度田」すなわち農地面積の調査測定は、それが田租の賦課に直接に関係を持つだけに、多かれ少なかれ官吏の不正をまねきやすく、『不實』の結果に陥ることとは大抵の場合避け難かった」と述べるが、ここで検討している地方官の不正行為の内容については、農地面積を虚帳して田租の増収をはかり、これによって自己の成績をあげ、或は私利を得ようとしたものと理解するに留まる。佐竹氏は、度田にあたって農民が「田中に娶」められたことに着目し、田地の檢覈にあたって農民が田地に出てそれに立ち会う慣例があったことを指摘して、その慣例には農地の造成が農民の共同体的な作業によってなされていた春秋期以来の慣行の名残りがあるとの興味深い論及をしているものの、「廬屋」の計測の意味には特段の言及はない。これは近年の中国における度田政策研究の代表的成果を統出している曹金華氏においても同様に見られる点である。

私は本節で行ってきた農地の保有や田租の徴収に関わる検討の成果、とりわけ田租賦課の前提となる農地の保有関係が、郷段階において掌握され、最終的には県から郡国を経由して中央政府の段階でも把握さ

れていたであろうことを踏まえれば、この「盧屋」計測の持つ意味が見えて来るのではないかと思う。そもそも、建武十五年の度田は、先述したように上計の不備に伴うと予測される「天下の墾田多く實を以てせず、又、戸口・年紀も互ひに増減」ある状況の改善のために実施されようとしたものであった。これは、前漢以来中央政府に蓄積されてきた各郡国からのかつての上計に由来する諸記録と、後漢に入ってから実際に報告された数値との間にかなりの齟齬がある故であったと考えられる。前漢時代に作成された様々な資料が両漢交替期の混乱を経て後漢の中央政府に引き継がれていったことは、先に見た後漢の班固によって作成された『漢書』地理志に記される様々な数値の存在が証明している。中央政府においてかつての社会的混乱のなかった時期の比較的公正な調査による数値の記録が存在することは、建武十五年の度田の一方の当事者である地方官にとっては自明のものであったと思われる。建武十二（三六）年に、益州に自立していた公孫述政権を打倒し一応の天下統一を成し遂げた後漢の中央政府が、恒常的な職務に附随する形とは言いながら、臨時に厳格な調査を要求してきたという事実は、調査にあたる地方官に対して、かつての数値と逸脱しない報告を作成する必要性を感じさせたものと思われる。前漢極末期、場合によっては戦乱が激化する以前の王莽政権期の数値を基礎に、それから大幅に逸脱しない数値の報告、もし変化がある場合にはその間の政

治的情勢の変化に由来する合理的な根拠が必要とされる、と少なくとも当事者である地方官は考えたに違いない。【史料6】において、光武帝の眼前で醜態をさらした陳留郡の吏員が郡太守から命じられていたことは、ありのままの状況は到底報告できないために、近接する郡国のうち比較的政治的な環境が類似している潁川郡や弘農郡の数値を基礎に虚偽の報告をして、実情を糊塗することであった。河南尹や南陽郡の場合は両漢交替期という大きな政治的変動を経て皇帝や近臣の親族が居住するというように状況が大きく変わってしまったために、到底参考にする訳にはいかなかったのである。陳留郡の場合は、現実の農地の保有状況に応じた正確な調査を実施したものの、その内容が到底中央政府に容れられるようなものではなかったため、数値を他郡との横並びにするという方法で切り抜けようとしたものであろう。後述する後漢建国期の在地社会規制への姿勢の問題とも関連するが、豪族層の大土地所有が一定の比率を超えた場合、換言すれば在地社会内部の経済的秩序構造が中央政府の意図するある種の均衡状態から逸脱した場合には、それは地方官の政務怠慢と見做され処罰の対象とされたものと考えられる。むしろそう考えないと、陳留郡の郡太守が採った行動の真意はつかみかねる。

以上の想定が受け容れられるのであれば、建武十五年度田政策の実施を迫られた地方官は以下のような複雑な状況に置かれていたと考

えられる。すなわち（一）恐らく現実に進行していたであろう豪族層の大土地所有、（二）後漢の中央政府が掌握している中央政府にとつてあるべき（ないしは許容しうる）農地の保有に関する有力者とそれ以外の農民との「均衡」した状態の維持に努めなければならないこと、（三）中央政府が把握しているそれぞれの郡国を単位とするもはや動かし難い耕地の面積の総計、という個々の地方官にとっては如何ともし難い三つの冷徹な事実の併存である。ありのままの状況を報告することは、自己の任地が（二）の「均衡」に程遠いことを正直に告白して無能力を自白するようなものであつたらうし、豪族層の保有する農地を召し上げてその他の小農民に分配するようなことは到底即座に実行できるような筋合いのものではなかつたはずである。蓄積された諸資料によつて、任地の農地の総面積数までも中央政府に把握（勿論一定の幅は許容されていたのであろうが）されていた地方官が取り得た行為は、本来農地として算入されていない「盧屋」などまでも計測してそれを小農民の保有地に繰り入れ、それによつて水増しされた土地の面積を実際に豪族層が保有する農地の面積から帳簿上減ずることによつて、中央政府に対する報告の辻褃あわせをすることであつた。そうして自己の職責と任地の豪族層に対する配慮とをあわせて遂行しようとしたものと考えられる。田租はあくまでも土地の保有者にかかるとのである。耕作不可能な土地を保有したことにされそうになつた

農民が、結果的にその土地の分も田租が賦課されることを察知したのであれば、彼らが「道を過ぎつて」抗議の意志を表したことは至極当然の反応であつたと考えられるのである。

以上、建武十五年の「度田」に関わつて、地方官の「不正」とされた行為の持つ意味を、漢代の社会経済史全体の文脈のなかに位置づけてみた。従来想定されてきた「不正行為」とは異なつた理解を提示できたのではないかと思う。

（五）度田政策の展開と後漢の国家

前章で確かめた度田政策の一連の経緯に見られたように、陳留郡の郡吏の失敗に端を発して地方官の不正が発覚した後、後漢の中央政府は謁者を各地に派遣した。【史料1】に見られるように「二千石・長吏の枉に阿りて平らかならざる者を考實」して不正を働いた地方官を嚴罰に処するのと並行（史料2）【史料6】を参照して、度田の再調査を実行するためである。【史料4】に見られる豪族層の反乱は、その再調査に起因しよう。この反乱の処理に関して、後漢の中央政府はかなりの苦境に立たされたと思われるが、【史料4】の後段に記述されるように、最終的には「牛馬放牧し、邑の門閉ざさず」という社会的には平穏な状況を齎すに至っている。本項では、前章第三節で提起

した(一)と(二)の二つの課題への回答を探ることを通じて、建武十六年に発生した反乱との関わりを通して謁者による再調査の持つ意味合いを考え、あわせてそれが度田政策以降の後漢の政策にどのような影響を及ぼしたのか考えていきたい。ただ、ここで取り扱う課題についてはほとんど史料の記載がないため、以下の叙述は、本節でここまで展開してきた論述や開陳してきた私見を基礎とした一定程度の見通しに留まらざるを得ない。

さて、謁者による再調査は、当然前項で検討した地方官の調査とは異なった結果を齎したものと思われる。在地の豪族層にとって、現実の大土地所有が中央政府の把握するところとなれば、そのすべてに厳格に田租を賦課されるのであるから当然ある程度の痛手とはなつたであろう。しかし、それだけでは大規模な反乱を起こすほどのこととはなれないと思われる。仮作・傭作などの一種の小作関係を利用した漢代豪族の農業経営においては、賦課される田租自体の負担は豪族層にとってはそのほどの重みではなかったと考えられるからである。想定が許される穏当な解釈としては、後漢の中央政府にとって望ましい「均衡」状態を逸脱した地方において、豪族層の保有する農地の過剰な部分の没収などのような相応の経済的打撃を与える措置が採られたことである。謁者による再調査はかなり厳正なものであって、その事自体が後漢の建国期における国家統治機構の働きの在地社会の末端にまで浸透

していたことを想定させるのだが、私はこの時期固有の事情として以下のような事態が想定できるものと思われる。

それは、両漢交替期の戦乱に際して自衛のために武装さえ行つた各地の豪族層^④は、戦乱期の一種の無政府状態のなかで自己の勢力が及ぶ範囲で結果的に無制限に等しい経済的成長を遂げた想定されることと、後漢の建国とその政治的安定性が増大する過程で言わばそうした豪族層の既得権益が固定化されていく事態が進行していたのではないかとということである。前項で論じたことも関わるが、度田政策の前提となつた「天下の墾田」の「實を以て」しない状態というのは、両漢交替期以前の状態に比して、混乱に乗じて獲得した豪族層の利益が明らかに大きかつたことを表している。後漢の中央政府が安定期に入り、改めて混乱期以前の実情に基づく数値と現況とを比較したとき、その「既得権益」はかなりの大きさとなっていたのではないだろうか。これは文字通りの憶測ではないが、そもそも度田政策の意図は、そうした豪族層の一時的既得権益を明確にして、その内容を客観的数値として中央政府が掌握しようとしたところにあつたのではないだろうか。混乱期に乗じて著しい成長を遂げた豪族層の実情を正確に把握して、その後の政策立案の基礎的資料としようとしたところに、建武十五年段階の後漢中央政府のそもその意図が存していたのである。その意味でもこの度田政策は、後漢中央政府が豪族層の成長に対して一

定の歯止めを掛け、統治の諸機構を通じた在地社会の「あるべき」秩序維持のために採られた政策と考えるべきなのである。

【史料4】に見られる豪族層の反乱も、その真意は、彼らの既得権益が犯されたことに対する怒り、もしくは、奪われそうになった既得権益の擁護のための行動として捉えるべきであろう。反乱が青州・徐州・幽州・冀州という両漢交替期において農民反乱が比較的頻発した地域で多く発生したことも、それだけ当該地域で生き抜いた豪族層にとっては既得権益の量もそれに見合う大きさを持っていたからと考えること⁶⁵によって理解も可能になる。

以上に検討した謁者派遣以降の度田政策の持つ意義、並びに前章第三節で展開した【史料4】の解釈（反乱を起こした諸勢力は最終的には打倒された）を踏まえれば、やはり度田政策は曹金華氏ら近年の中国の研究者が述べるように、後漢の中央政府から見て成功をおさめたのであり、少なくとも章帝期までの後漢の比較的安定した治世の基礎となったことは間違いないと思われる。こうした強硬な姿勢が建国期以降も継続し、後漢時代全体を通じて持続して実効性を保ち得ていたのかということの検討は、すでに本稿の課題を逸脱しているので別の機会に論じることとしたいが、本節での論旨の妥当性を確かめるためにも、度田政策の周辺以外に史料上認められる後漢建国期の地方官の政治姿勢を見ておく必要がある。節を改めて検討していきたい。

第二節 地方官の施政と豪族―建武年間の事例を中心に―

前節において、建武十五年に実施された度田政策の持つ歴史的意義とその具体的な中身を明らかにした。その際に、建国直後の後漢政府が豪族層に対して採った政治的姿勢は、両漢交替期の混乱に乗じて権益を増大させた豪族に対し、基本的には非妥協的なものであったと考えられた。本節では、前節での検討結果を前提に、改めて後漢の建国期の地方官の施政のあり方について、『後漢書』に見られる幾つかの史料を紹介する形で考察を試みてみたい。

まず、列伝六七、酷吏列傳、董宣傳に、

初爲司徒侯霸所辟、舉高第、累遷北海相。到官、以大姓公孫丹爲五官掾。丹新造居宅、而卜工以爲當有死者、丹乃令其子殺道行人、置屍舍内、以塞其咎。宣知、即收丹父子殺之。丹宗族親黨三十餘人、操兵詣府、稱冤叫號。宣以丹前附王莽、慮交通海賊、乃悉收繫劇獄、使門下書佐水丘岑盡殺之。青州以其多濫、奏宣考岑、宣坐徵詣廷尉。在獄、晨夜諷誦、無憂色。及當出刑、官屬具饌送之、宣乃厲色曰「董宣生平未會食人之食、況死乎。」升車而去。時同刑九人、次應及宣、光武馳使驃騎特原宣刑、且令還獄。遣使者詰宣多殺無辜、宣具以狀對、言水丘岑受臣旨意、罪不由之、願殺臣活岑。使者以聞、有詔左轉宣懷令、令青州勿案岑罪。

初め、司徒・侯霸の辟する所と爲り、高第に擧げられ、累遷して北海相たり。官に到り、大姓公孫丹を以て五官掾と爲す。丹、新たに居宅を造り、卜工の以爲らく當に死者あるべし、と、丹、乃ち其の子をして道に行く人を殺さしめて、屍を舍内に置き、以つて其の咎を塞がむとす。宣、知りて、即ち丹の父子を収めて之を殺す。丹の宗族親黨三十餘人、兵を操りて府に詣り、冤と稱して叫號す。宣、丹の前に王莽に附し、海賊と交通するを慮るを以て、乃ち悉とく劇の獄に收繫し、門下書佐の水丘岑をして盡とく之を殺さしむ。青州、其の濫多きを以て、宣を奏して岑を考す、宣、坐して徵せられて廷尉に詣る。獄に在りて、晨夜諷誦して、憂ふる色なし。當に刑を出すべきに及びて、官屬具さに饜けして之を送らむとす、宣、乃ち色を厲しくして曰はく「董宣、生平、未だ曾て人の食を食らはず、況んや死においてをや。」車に升りて去る。時に刑を同じくするもの九人、次、應に宣に及ぶべきに、光武、驍騎を馳使して特に宣の刑を原し、且つ獄に還らしむ。使者を遣はして宣の多く無辜を殺すを詰らせれば、宣、具さに狀を以て對へ、言へらく、水丘岑は臣の旨意を受けければ、罪は之に由らず、願はくは臣を殺して岑を活かせ、と。使者以て聞し、詔ありて宣を懷令に左轉せしめ、青州をして岑の罪を案ずること勿からしむ。

建武度田政策始末攷(下)——後漢の建国期における国家と社会——小嶋

とある記事を考えてみたい。これは、建武十年前後に北海国の国相であつた董宣が、現地の大姓で北海国の五官掾も務めていた公孫丹を下の事情に便乗する形で死に追いやつた経緯を伝えるものである。すなわち、在地の豪族であつた公孫丹は、その居宅の新築にあつて、何らかの生け贄として死者が必要だとの卜工の言を受けて子に殺人をさせた。董宣は即座に公孫丹父子を死刑に処したのであるが、これが公孫氏一族の反発を招いた。しかし、董宣は、公孫丹がかつて王莽に依附していたことや公孫氏が海賊と何らかの繋がりを持つてゐること、つまり潜在的に反後漢的であることを踏まえて、公孫氏の「宗族親黨」三十余人をも門下書佐の水丘岑に命じて殺害させたのである。後漢による統一完成前の事件であり、かつ公孫氏が元々王莽に依附していたことを前提にすれば、郡太守と同等の権限を持つ国相として当然のことをしたまでも考えられよう。しかし、この史料の後段で述べられる、董宣及びその指示を受けて処刑の任にあつた水丘岑が、青州によつて弾劾・訴追されていることには留意せねばなるまい。確かに渡邊義浩氏が述べるように、これも含めて、後漢政府の豪族層弾圧が、建国直後の時期に多く見られることは検討を進めていくうえで重要な指標である。例えば、列伝六七、酷吏列傳、李章傳に、

光武即位、拜陽平令。時趙・魏豪右往往屯聚、清河大姓趙綱遂於縣界起塢壁、繕甲兵、爲在所害。章到、乃設饗會、而延謁綱。綱

帶文劔、被羽衣、從士百餘人來到。章與對讌飲、有頃、手劔斬綱、伏兵亦悉殺其從者、因馳詣塙壁、掩擊破之、吏人遂安。

光武即位し、陽平令を拜す。時に趙・魏の豪右、往往にして屯聚す、清河の大姓・趙綱、遂に縣界に塙壁を起し、甲兵を繕ひて、在所害を爲す。章、到りて、乃ち饗會を設け、延きて、綱に謁す。綱、文劔を帶び、羽衣を被ひ、從士百餘人來到す。章、與に對して讌飲し、頃ありて、劔を手にして綱を斬り、伏兵もまた悉とく其の從者を殺す、因りて馳せて塙壁に詣り、掩擊して之を破り、吏人遂に安んず。

とある陽平県令（陽平県は東郡の属県）に就任した李章の採った行動、すなわち、清河の豪族の趙綱を宴席におびきだして殺害し、彼が陽平県の内部に設けていた塙壁とその配下を撃滅したことは、渡邊氏の述べる後漢建国直後の独特の状況を示しているよう。当該時期において、明らかに政治的に対立する対象を殲滅したこのような事例は史料に明らかに現れないものも含めればかなりのものが存在したであろう。しかし、董宣の事例は、最終的には光武帝の温情で命は救われたとはいえず、青州の弾劾を受けて、一旦は廷尉府に召喚されて死刑の宣告を受けていたのである。例え反後漢的な豪族であるからと言って、光武帝即位直後の李章の事例のように、野放図かつ場当たり的な処置が放任されていた訳ではないのである。やはり建国直後の事例であるとは言

っても例外とすることなく、国家統治を進めて行く上での一定の枠内での地方官の採った対応という観点から検討していくべきであろう。そうした性格を持つ後漢建武年間の地方官の事例は、その他にも見られる。

典型的なものとして、建武十年代の前半に懷県（河内郡の属県）の県令に就任した趙憲の事例を見てみたい。列伝一六、趙憲伝に、

後拜懷令。大姓李子春先爲琅邪相、豪猾并兼、爲人所患。憲下車、聞其二孫殺人事未發覺、卽窮詰其姦、收考子春、二孫自殺。京師爲請者數十、終不聽。時趙王良疾病將終、車駕親臨王、問所欲言。王曰「素與李子春厚、今犯罪、懷令趙憲欲殺之、願乞其命。」帝曰「吏奉法、律不可枉也、更道它所欲。」王無復言、既薨、帝追感趙王、乃貰出子春。

後に懷令を拜す。大姓の李子春、先に琅邪相と爲り、豪猾にして并兼し、人の患ふ所と爲る。憲、下車し、其の二孫の人を殺めし事の未だ發覺せざるを聞き、即ち其の姦を窮詰し、子春を收考して、二孫自殺す。京師の請を爲す者數十なるも、終に聽さず。時に趙王良、疾病して將に終へむとし、車駕、王に親臨して、言はむと欲せし所を問ふ。王曰はく「素より李子春と厚し、今、罪を犯し、懷の令、趙憲、之を殺さむと欲す、願はくは其の命を乞はむ」と。帝曰はく「吏の法を奉ずるに、律に不可枉すべからざるな

り、更^{かた}めて它の欲する所を道へ」と。王、復た言なし、既に薨じ、帝、趙王に追感して、乃ち貫^{つら}して子春を出だす。

とある、懷県の豪族・李子春の二人の孫の殺人事件の処理を進める過程で李子春その人をも取り調べの対象とした事件である。趙憲は、李子春に対する多くの請託に耳を貸すこともなく、極めて厳正に処置しようとしたことが窺える。こうした事蹟は、趙憲個人の能力ないし資質に還元される部分が大いなのであるが、自らの死に臨み李子春の命乞いをした光武帝の出身した劉氏一族の長老である趙王良の願いを、時の皇帝すら結局聞き入れられなかっただけの当時の厳正な国家統治の構造も趙憲の英断の背後には存していたと考えねばならないであろう。

以上に見たように⁷⁶⁾、基本的に後漢建国期建武年間の地方官は、国家統治上の許容される枠を厳守することを要求されつつ、必要に応じて在地の有力層に対しての断固たる措置を採って、中央政府の統治の意図を在地社会に貫徹させようとしていたのである。ただその「措置」は、董宣のような逸脱は原則として許されないものであった。前節でも想定した、在地社会内部における中央政府が許容しうるある種の「均衡」状態が、後漢の、少なくとも建武年間の地方官の行動を制約していたものと考えられる。

もちろん建武年間を含めた後漢初期の地方官の治績が、豪族層の弾

圧にだけ向けられた訳ではない。戦乱に疲弊した農村社会の再建に力を尽くした地方官の様々な治水政策・勸農政策は、東晋次氏が整理したように、「後漢書」には多く記述されている。東氏は、建武十五年の度田政策の実施も踏まえ、自ら整理した諸史料に記述される事例をも根拠に、「後漢前期三代の地方統治の基本は、全国の田土と戸口の掌握を徹底しつつ、地方官の治績にうかがえるように、小農民の保護育成を図ることによって、国家財政の基盤を確立し、地方社会の秩序の安定を図るものであった」と総括しているが、確かに、光武帝・明帝・章帝の三代にわたる基本的な後漢史の流れは氏の言う通りであつて是認されるべきであろう。その意味では本節での検討は、在地社会に強権的に臨んだ地方官の事例を提示することで、氏の総括の補強を試みたに過ぎないとも言えよう。

しかし、前節の検討を経て到達した以下のような想定、すなわち、建武十五年の度田政策が実施された当時、農地の保有をめぐる豪族とその他の農民との間に国家によってあるべき均衡状態が想定されていたため、調査にあつた地方官はその理念と現実の間で苦慮していたのではないかという私見に大過なしとすれば、後漢中央政府の企図した「地方社会の秩序の安定」の内実も若干異なつた事態を想定することも可能となるのではないだろうか。前節でも主張したように、建武年間の地方社会の豪族は、両漢交替期の戦乱を生き抜き、前漢期以

来の蓄積の他に、広大な土地所有に代表される相応の経済的既得権益を獲得していた存在であった。そのこと自体も後漢の中央政府にとつて好ましいものではなかっただろうが、ただ本節で見てきたように、豪族が弾圧を受けた直接の理由を想起すると、その既得権益の勢威を背景となされた殺人などの一種の違法な行為に求められるのである。むしろそれは弾圧のための口実とされたと考えることも可能であるが、既得権益を保持していることだけを理由に豪族層に対して過剰な農地を没収したり処罰を与えることはさすがに当時であつても許されなかつたと考えるべきであろう。後漢の中央政府が規制しようとしたのは、単なる大土地所有であるとか経済的勢威だつたのではなく、ある種の理想とする「均衡」状態からの逸脱がもたらす地方社会の秩序の紊乱と見なすべきなのではないだろうか。「地方社会の秩序の安定」とは、すなわち、その理想とされる均衡状態を維持することであり、そのためには小農民の保護育成だけでは不充分であつたのであり、積極的に豪族層の経済的実力の拡大傾向を阻止すること、場合によっては暴力的な弾圧までもが必要になつたはずなのである。

繰り返しになるが、前節でも述べたように、度田政策の展開の過程で問題とされたのは、地方官の調査が「平均」ではなかつたということであつた。一般に前漢末期から後漢にかけては豪族層の力が拡大し在地社会の事実上の支配者へと成長していったと理解されており、私

としてもそれを全面的に否定しようとする訳ではない。しかし、その「拡大」なり「成長」なりが、後漢にあつて野放図に放置されていたわけではないことが、本節で主張したかったことの一つなのである。ここで取り上げた建武年間の地方官の治績は、そうした豪族層の成長に一定の歯止めをかけ、あるべき均衡状態を維持しようとした行為であつて、古代中国に存在した国家の重要な機能が顕現化したものと見做すことができるのではないだろうか。

結 言

以上、二章を費やして行つた考察によつて、後漢建国直後の建武十五年に発布された「度田政策」とその周辺に浮かび上がる様々な事象について、

(一) この政策とそれにつわる一連の反響（とりわけ豪族層の引き起こした反乱）によつて後漢の豪族層に対する政策が妥協的なものになったとの従来の見解は改められるべきであつて、少なくとも建武年間を通じて後漢の豪族層に対して無制限なまでの経済的成長を許さないとする政治的姿勢は一貫しており、そのなかで度田政策は天下統一後に実施されたという点からも重要な位置を占めるものと考えられること

(二) 後漢建国期直後の豪族層の勢威は、両漢交替期の混乱を生き延びることによって獲得された既得権益に由来する可能性が高く、後漢の中央政府の警戒の対象も特にその新たに蓄積された既得権益の部分に集中したのではないかと考えられること

(三) あくまでも仮説的見通しに過ぎないものの、後漢建国期にあつては、前漢末期もしくは王莽政権初期の頃までの、戦乱に伴う社会的混乱が生じる前の在地社会の事情——より具体的に言えば豪族層とそれ以外の一般の農民との日常的に交わされる経済的相互関係——が「あるべき『均衡』」の取れた状況と考えられており、この均衡関係を崩すような行動が問題視されたと考えられる——度田政策の遂行にあつた豪族層に配慮した地方官の行為は実情を糊塗してこの「均衡」が実現しているように見せようとしたものではなかつたか——こと、従つて建武年間に地方官の弾圧を受けた豪族層の、弾圧を受けるに至つた要因も豪族であることが問題とされたのではなくその「均衡」からの逸脱を明白に示すような行動を取つたことに求められるのではないかということ

の三点に集約できる見通しを私見として提示した。元来残された史料が稀少な時期を取り扱っており、行論の多くを推論に依拠せざるを得なかつた点は率直に認めざるを得ない。今後は、本稿で展開した議論を支えてくれる史料の発掘を進めてより深化した認識の獲得に努めな

ければならないであろう。

ただ、本稿での以上の検討結果が概ね受け容れられる場合には、後漢建国期の在地社会の即事的政治関係に対して、古代専制国家であるはずの後漢の中央政府が調停者的な政治姿勢を持っていたと解し得ることになることを最後に強調しておきたい。国家が在地社会内部の問題に関与する際に、紀元一世紀から三世紀頃の中国において、その関与自体はどのような歴史的意味合いを持ちうるのか。その検討を一つの基礎としつつ、我が戦後歴史学において一貫した追求課題であつた中国古代国家論の深化ないしは新たな展開のための模索もまた今後の私に課せられた課題の一つである。(完)

註

(30) 均田制下における耕作地保有については、堀敏一氏が、『均田制の研究』(岩波書店、一九七五)第三篇第八章「中国古代の土地所有制」において、戦前期に展開された「国有ないしは公有」説以来の諸学説を整理している。氏も言うように、前近代中国を対象とする場合には、近代法的な所有の概念で考えるのではなく、民衆の土地保有の実態に即して、国家の関与の仕方念頭に置いて考察する必要がある。

- (31) 註(30) 前掲堀氏著書四〇四頁。
- (32) 西嶋定生「漢代の土地所有制―特に名田と占田について―」（『史学雑誌』五八一―、一九四九、のち同氏『中国古代国家と東アジア世界』〔東京大学出版会、一九八三〕に収録）。
- (33) 平中岑次「漢代の『名田』『占田』について」（『和田博士還暦記念東洋史論叢』〔講談社、一九五二〕、のち同氏『中国古代の田制と税法』〔東洋史研究会、一九六七〕に収録）。
- (34) 佐竹靖彦「漢代田制考証」（『史林』七〇―、一九八七）。
- (35) 佐藤武敏「漢代の戸口調査」（『集刊東洋学』一八、一九六七）。
- (36) 漢代社会の末端に「什伍」と呼ばれる民衆相互の檢察組織が作られていたことについては、『続漢書』百官志、県郷亭里的の条に、
里有里魁、民有什伍、善惡以告。本注曰、里魁掌一里百家。什主十家、伍主五家、以相檢察。民有善事惡事、以告監官。
里に里魁あり、民に什伍あり、善惡は以て告げらる。本注に曰はく、里魁は一里の百家を掌どる。什は十家を主どり、伍は五家を主どり、以て相ひ檢察す。民に善事惡事あれば、以て監官に告ぐ、と。
とあることから分かる。桜井芳朗「什伍制度についての考」（『東京学芸大学研究報告』六、一九五五）、池田雄一「中国古代の伍制について」（『中央大学文学部紀要』史学科一九、一九七四、のち同氏『中国古代の聚落と地方行政』〔汲古書院、二〇〇二〕に収録）の他、近年頻出の出土史料を
- (37) 漢代の名籍（戸籍）の様式そのものの規定については文献には明瞭な記載がない。しかし、『史記』卷一三〇、太史公自序、索隱に引く『博物志』に
太史令・茂陵・顯武里・大夫・司馬遷、年二十八、三年六月乙卯、除六百石。
とあるものや、永田英正氏が集成した居延漢簡の辺郡出土の吏卒の名籍の事例（同氏『居延漢簡の研究』〔同朋舎出版、一九八九〕第一部「居延漢簡の古文書学的研究」第一―二章「居延漢簡の集成」一・二）などから、「官職・本籍・爵位・姓名・年齢」が記されていたものと考えられている。
(38) 註(5) 前掲曹氏「劉秀『度田』史実考論」。
(39) 註(35) 前掲佐藤氏論考。
(40) 例えば、註(32) 前掲西嶋氏論考においては、名籍の整備と田租の納入とは当然に結合していたとの前提から「田租と雖も名籍整備と無関係ではなかったと考えねばならない」とし、「名田とは自己の所有なることを官に識認された土地であり、その識認とともに田租納附の負担が課せられた土地」であり「名田が彼の所有地として識認されるためには彼がその土地を自占するすなわち隠度帖写して申告する」と主張したにとどまる。

(41) 秦漢期の社会経済史研究そのものの学説史の全容を明らかにすることは本稿の良くなし得るところではない。さしあたってここでは、税制ないし財政研究に直接関わる古典的研究として、加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」(『東洋学報』八一・一、九一・二、一九一八、一九一九、のち同氏『支那経済史考証』上「東洋文庫、一九五二」に収録)、宮崎市定「古代支那賦税制度」(『史林』一八一・二・三・四、一九三三、のち「古代中国賦税制度」と改題して『宮崎市定全集』三「岩波書店、一九九一」に収録)、吉田虎雄『両漢租税の研究』(大阪屋号書店、一九四二)を挙げておく。また、山田勝芳氏が、『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三)第一章「学説史的検討」において秦漢財政史研究の学説史について概括的に論じている。

(42) 「租」そのものの起源については、夙に宮崎市定氏が、註(41)前掲の論考において、専ら軍事に関係して発生した「賦」(後の人頭税、漢代であれば算賦に連なる)に対して、「租」の起源は主に祭祀に関したものであって、同じ血族の団体が共同の祖の祭祀を行い且つその族制を保つ為の経済的な基礎をなすものであったところに求められる、としている。

(43) 漢代の田租の性格・徴収の具体的方法をめぐる学説史の展開については、註(41)前掲山田氏著書第二章「田租・芻粟税」において述べられている。但し、佐竹靖彦氏は、註(34)前掲論考において以下のように述べている。すなわち、「三十分の一」税制が定制度化したのは、『塩鉄論』未通篇の「先

帝」を武帝とみて武帝期のことであり、それ以前は「十五分の一」税であった。「三十分の一」となった背景には、武帝期において、田租賦課の対象を農民の「耕作地」(休耕地を含まない)からその「保有地」(休耕地も含む)に切り替えたことがあり、この措置はあくまでも見かけ上の「減税」と見るべき、としている。氏のこの理解の基礎には、漢代の武帝期を境に、農業生産力の高まりに応じて、休耕地にも課税を行うようになった課税原理の変更があったとの見通しがある。

(45) 註(41)前掲吉田氏著書第一節「田租」二「税率及び徴収法」。

(46) 平中荅次「漢代の田租と災害による其の減免」(『立命館文学』一七二・一七八・一八四・一九一、一九五九、六一、のち註(33)前掲同氏著書に収録)。

(47) 米田賢次郎「漢代田租査定法管見」(『滋賀大学教育学部紀要』人文科学・社会科学・教育学部)一七、一九六七)。

(48) ごく近年に至り、中国の学界でも田租の徴収方法をめぐる論争が起こっている。これは臧知非氏が、漢代の田租は畝毎に三升の定額課税であり、かつ百畝が農民の保有する基本的耕作地としてその百畝分に課税されたとする説を提起したことから、提起者である臧氏と、あくまでも畝毎に課税がなされたことを主張する李恒全氏との間に展開されているものである。両氏の議論は、本稿で紹介してきた我が国での田租に関する精緻な議論を参照したものではなく、かつ、建武十五年の度田政策とその周辺の諸問題を取り扱う本稿の趣旨とは直接関係しないものではあるが、従来、土地が私

- 有であるか国有であるかといった点や、「奴婢制」ないしは「封建制」と土地所有のあり方との関連など、経済的社会構成の大きな枠組みの認識のあり方に議論が集中しがちであった中国の学界における、本稿との関連を有する最近の傾向として注目しておきたい。臧氏と李氏の関連する論考は以下の通り。臧知非「漢代田税徴収方式と農民田税負担新探」（『史学月刊』一九九七―二）、李恒全「也談西漢田税的徴収方式問題―与臧知非先生商榷」（『江西師範大学学報』二〇〇〇―一）、臧知非「再談漢代田税徴収方式問題―兼答李恒全同志」（『江西師範大学学報』二〇〇〇―一―二）、李恒全「漢代田税百畝徴収税確難成立―与臧知非先生再商榷」（『江西師範大学学報』二〇〇一―四）。なお、臧氏には湖南省長沙市で発見された走馬楼呉簡・史民田家茹の記事も利用して自説の補強に努めた「従「史民田家茹」看漢代田税的徴収方式」（『史学月刊』二〇〇二―五）もある。
- (49) 註(41) 前掲山田氏著書 第二章「田租・芻粟税」。
- (50) 漢代の上計の制度については、鎌田重雄「漢代郡国の上計」（『史潮』十二―三・四、十三―一、一九四三―四四、のち同氏「秦漢政治制度の研究」〔日本學術振興会、一九六二〕に収録）を参照。鎌田氏が述べるように、郡国段階から中央への上計が行われる際の基礎となる資料は、郡国が県から上申させたものに依拠していた。県においては、郷から報告された数値をもとに郡国への報告を行っていたものである。本節前項(一)で示した『統漢書』百官志、劉昭注に引く胡広の説はこの県から郡への上申の内容を記したものと見えよう。
- (51) 王立らの処罰の原因が、少府の土地までも開墾して王立の保有地としてしまったところにあることは、すでに註(32) 前掲西嶋氏論考において指摘がある。王立がその賓客（客）を紹介し、郡太守であった李尚に請託する形で未開墾の土地数百頃を自己の所有とした行為そのものが問題となった訳ではないようである。
- (52) 尹湾漢墓簡牘の积文は、連雲港市博物館・東海県博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・中国文物研究所『尹湾漢墓簡牘』（中華書局、一九九七）に依拠した。
- (53) 「提封」という語は文献史料にも散見する語であり、土地のおおよその総計、という程度の語義であると考えられている。なお、臧知非氏は「尹湾漢墓簡牘『提封』积義―兼談漢代土地統計方法問題」（『史学月刊』二〇〇一―一）において、「提封」とは、漢代の土地統計の際に用いられた専門的な語であったと主張している。
- (54) この地理志の文章にある「可墾不可墾」「定墾田」についてのこれまでの解釈については、註(34) 前掲佐竹氏論考参照。佐竹氏は、渡辺信一郎氏が「年一作方式に耐え得る農地」と解する（『古代中国における小農民経営の形成―古代国家形成論の発展のために―』（『歴史評論』三四四、一九七

八、のち同氏『中国古代社会論』〔青木書店、一九八六〕に収録）とした上で、それに対して、「可墾不可墾」は定期的な耕地の割替えによって実施された伝統的な農法（佐竹氏のいう「易田」）とは範疇の異なった粗放な農業が行われていた農地であり、「定墾田」とは当時の農民が耕作地として保有していた農地と見なしている。

(55) 『統漢書』郡国志劉昭註に引かれる伏无忌の記すところの後漢時代の戸口数・墾田数の統計数値については佐藤武敏「後漢の戸口統計について」

（中国古代史研究会編『中国古代史研究 第六』〔研文出版、一九八九〕）を参照。佐藤氏は、この「伏无忌の記すところ」とは『伏侯注』もしくは『伏侯古今注』と呼ばれる書物であるとし、伏无忌その人が後漢の順帝期から桓帝期にかけて宮中に学問で仕えた同時代人であることも根拠として、この数値の信憑性は高いと論断している。佐藤氏の考察はあくまでも戸口数を対象としたものではあるが、墾田数についてもほぼ同様に考えて大過ないであろう。

(56) ただし、この限田策は、『漢書』卷二四、食貨志に、限田策の上奏を記載した後に、「時に、田宅奴婢の賈、減じて賤となり、丁・傅、事を用ゐ、董賢隆貴なるに、皆、便ならざるなり。詔書、且に須^すたむとする後、遂に寝めて行はれず」とあるように、哀帝の外戚たる丁氏・傅氏や、哀帝の寵臣で権勢を振るっていた董賢らにとってはこの措置が不都合であったため、結局実行されず仕舞いに終わっている。

建武度田政策始末攷（下）——後漢の建国期における国家と社会——小嶋

(57) 漢代において田籍が統治機構内のどの機関で直接管理されていたのかという問題に関しては、亭がその任に当たっていたとの見解もある。すなわち、

王毓銓氏は「漢代『亭』与『郷』『里』不同性質不同行政系統説——『十里一亭・十里一郷』弁正——」（『歴史研究』一九五四—三、のち同氏『葉蕪集』〔中華書局、一九八三〕に収録）において、漢代の買地券に亭部の語（亭の管轄地域を表していると考えられる）が見えることと、その買地券においては土地の所在は亭部に属する阡陌の位置によって示されているのに対し、土地の買取主の所属は県・郷・里によって示されていることを指摘した。その説を受けて日比野丈夫氏は、「郷亭里についての研究」（『東洋史研究』一四—一・二、一九五五、のち同氏『中国歴史地理研究』〔同朋舎出版、一九七七〕に収録）において、名籍が里を単位とすれば、田籍・地籍は亭部を単位として編成され、亭が田租徴収の基礎となったと述べた。この亭部が土地を管轄するという点については、「阡陌」の理解とも関わって、渡辺信一郎氏の「阡陌制論」（『東洋史研究』四三—四、一九八五、のち註（54）前掲同氏著書に収録）にも継受されている。しかし、本稿で見た山田勝芳氏の指摘や、重近啓樹氏の「秦漢の郷里制をめぐる諸問題」（『歴史評論』四〇三、一九八三）のなかでも論じられているように、睡虎地秦簡の分析からは、田籍を保管し田租の徴収を行っていたのは亭ではなく郷であったことが明らかにされている。亭が当時の国制上果たした役割についての私見の用意は別にあり稿を改めて論じたいと考えているが、

- 私は、飯尾秀幸氏の「亭考」（史学会第八四回大会東洋史部会報告・『史学雑誌』九五―一二、一九八六）に要旨掲載）での見解を基本的に継受して、亭そのものは本質は、戦国時代に辺境地帯に設置されていた軍事施設であったことに由来する警察的職務を果たすためのもの、もしくは通信上の施設であったと見做すべきであり、「亭部」という呼称の存在も、くまなく設置された亭の標識的な意味合いに依拠して発生したものであり、亭が一個の機関として地籍の管理を行っていたとまでは思えないと考えている。なお、亭を巡る諸学説と基本的な史料については、堀敏一氏の「中国古代の亭をめぐる諸問題」（『布目潮 博士古稀記念論集 滙東アジアの法と社会』「汲古書院、一九九〇」、のち同氏『中国古代の家と集落』「汲古書院、一九九六」に収録）があり、本註も堀氏の論考に多くを依拠している。
- (58) 平中荅次「秦代の自実田について」（『橋本博士古稀記念東洋学論叢』「立命館大学人文学会、一九六〇」、のち註(33) 前掲同氏著書に収録。
- (59) 註(34) 前掲佐竹氏論考。
- (60) 大土地所有を実現した漢代豪族の農業経営については、地主（豪族）を一家とし、それに依附する小作人を下戸と位置づけ、漢代の農業社会に見える一種の小作制を「上家下戸制」とした宇都宮清吉氏の「僮約研究」（『名古屋大学文学部論集』五、史学二、一九五三、のち同氏『漢代社会経済史研究』「弘文堂、一九五五」に補訂収録）や、広く関連する史料を提示して豪族の農業経営と奴隷及び一般の小農民との関係を論じた天野元之助氏の
- (61) 註(46) 前掲平中氏論考。
- (62) 漢代の農民が豪族が保有する農地のもとで行っていた一種の小作制については、多田狷介「後漢豪族の農業経営―飯作・傭作・奴隷労働―」（『歴史学研究』二八六、一九六四、のち同氏『漢魏晋史の研究』「汲古書院、一九九九」に収録）を参照。漢代の田租制度の構造自体が豪族層の利益にさえ繋がっていたこと、すなわち漢代の「輕租」の持った弊害については、近年の張学鋒氏の「曹魏租調制度についての一考察―特にその租額問題を中心として―」（『史林』八一―一六、一九九八）を参照。
- (63) 両漢交替期において、各地に自立した政治的諸勢力の権力の確立に関して、前漢・王莽期以来の国家統治機構の機構そのものの残存が大きな意味を持ったことは、註(4) 前掲拙稿参照。
- (64) 両漢交替期の豪族層の動向に関して、政治的に一定の成長を遂げ地方政権を確立するに至った勢力については、木村正雄氏の「両漢交替期の豪族反乱―隗囂集団と公孫述集団―」（『立正史学』三二、一九六七）「劉永集団の形成と展開」（鎌田先生還暦記念会『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』一九六九、前者とともに同氏『中国古代農民反乱の研究』「東京大学出版会、一九七九」に収録）を参照。なお、本稿での以下の叙述は、木村氏の言う「農民反乱」に対して、両漢交替期に確かめられる独立した政治権力体を

構築するに至らない群小の豪族層の自衛活動に着目しその内実を別括した、土屋紀義氏の「兩漢交替期における豪族の動向―民衆反乱への対応をめぐる―」（青年中国研究者会議編『続中国民衆反乱の世界』〔汲古書院、一九八三〕）に依拠している。

(65) この四州の地域は比較的早くから後漢の版図に入った地域であり、後漢の中央政府にとっては重要な領域であった（拙稿『後漢書』所見諸侯王・列侯閩連記事窺管―後漢の諸侯王・列侯について―）〔池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二〕ことも、この反乱に対して徹底的な鎮圧姿勢を採った要因の一つであろう。

(66) 本節で記述する後漢の地方官の在任期間は、嚴耕望輯『兩漢太守刺史表』（中央研究院歷史語言研究所專刊之三十一、一九四八）に依拠した。

(67) 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣出版、一九九五）第三章「支配」。氏は、『後漢書』の酷吏伝に立伝される後漢光武帝期の地方官の豪族弾圧の事例は、弾圧される豪族が「反後漢的」であったことに由来するものであるとし、後漢の国家支配のあり方を考えていく上での例外事項と見做している。氏が後漢の国家統治の特徴として提示する「寛」治も、建國期の事例を除外した考察から導き出されたものである。なお、後漢の「寛」政については渡邊氏の提言を受けつつ渡部東一郎氏も研究を進めている。同氏の「後漢における儒と法―王符と崔寔を手掛かりに―」（『集刊東洋学』七八、一九九七）、「後漢」寛政』の思想的背景について」（『日本中国学会

報』五二、二〇〇〇）を参照。

(68) 後述する、樊曄が建武のごく初期に河東都尉として行った事蹟が、列伝六七、酷吏列伝、樊曄伝に、

建武初、微爲侍御史、遷河東都尉、（中略）及至郡、誅討大姓馬適匡等。盜賊清、吏人畏之。

建武の初め、微せられて侍御史と爲り、河東都尉に遷る、（中略）郡に至るに及び、誅して大姓馬適匡等を討つ。盜賊は清にして、吏人之を畏る。と伝えられるが、内容的には李章の場合と同等のもので考えてよいであろう。

(69) 南陽郡春陵侯国に出身した劉氏一族の概略や系統などについては、宇都宮清吉「劉秀と南陽」（『名古屋大学文学部論集』八 史学三、一九五三）のち註（60）前掲同氏著書に収録）を参照。

(70) 本文で取り上げたもの以外の他の事例を掲げておきたい。

註（68）でも取り上げた樊曄は、隗囂政權打倒後の天水太守を長く務めたが、その治世は、列伝六七、酷吏列伝、樊曄伝によれば、

政嚴猛、好申韓法、善惡立斷。人有犯其禁者、率不生出獄、吏人及羌胡畏之。道不拾遺。行旅至夜、聚衣裝道傍、曰「以付樊公。」

政は嚴猛にして、申韓の法を好み、善惡立斷す。人の其の禁を犯す者あれば、率^{みな}生きては獄を出ざれば、吏人及び羌胡は之を畏る。道に拾遺せず。行旅夜に至れば、衣裝を道傍に聚めて、曰はく「以て樊公に付す」と。

とあるように、豪族層に対する弾圧の有無は必ずしも述べられていないものの法家思想に依拠したかなり厳正なものであったことが想定できる。

また、建武年間末期に武威太守を務めた任延の事例は、列伝六六、循吏列傳、任延傳に、

既之武威、時將兵長史田紺、郡之大姓、其子弟賓客爲人暴害。延收紺繫之、父子賓客伏法者五六人。紺少子尚乃聚會輕薄數百人、自號將軍、夜來攻郡。延即發兵破之。自是威行境內、吏民累息。

既にして武威に之く、時に將兵長史田紺、郡の大姓にして、其の子弟賓客は人に暴害を爲す。延、紺を収めて之を繫ぎ、父子賓客の法に伏す者五六人。紺の少子尚、乃ち輕薄數百人を聚會して、自から將軍を號し、夜來りて郡を攻む。延、即ち兵を發して之を破る。これより威境内に行はれ、吏民、累息す。

とある。この任延は循吏列伝に立伝されていることから分かるように、むしろ勸農政策に力を尽くした人物として知られている。その任延でも、郡の大姓であった田紺の關係者（子弟・賓客）が「人に暴害」を爲すことを理由に田紺を獄に繋ぎ、關係者も処罰し、さらにこれに対して田紺の子・尚が武力鋒起すると、兵を發して破るといふ極めて厳正な処置をしている。この点、後世の史家が「循吏」「酷吏」と整理した枠組みには収まりきれない、国家統治の前線にあつて委ねられた職務を臨機応変にこなしていた地方官の実情を表しているともいえるだろう。

(71)

ここで私が述べた「あるべき『均衡』」状態とは、度田政策の実施過程の検討から、その存在の想定に至ったものであつて、その意味で当然仮説の域を出ない。ただ、本稿での私の想定が許されるものとするなら、前節で述べたように当時の農地の保有關係を最終的に国家が管理していたことも併せ考えて、後漢建武年間にあつて基準とされた状況は、前漢最末期か、もしくは王莽初期の比較的まだ社会が安定性を保っていた時期のものだったと考えられないであろうか。

(72)

註(2) 前掲東氏著書第一章第三節「前期の地方統治と郷里社会」。

(73)

この点に関わつて現在の私見は多田狷介氏の著書への拙評（「書評 多田狷介著『漢魏晋史の研究』」『史学雑誌』一一一—三、二〇〇二）で述べたことの延長上にある。国家の統治機構の機能がどのように現実社会の様々な状況に対処し得たのか（もしくはし得なかつたのか）、度田政策の分析に際して州・郡の関与を想定しておきながらその具体的な内容については踏み込みきれなかつた点などは本稿での反省点でもあり、さらなる検討を踏まえて後考に期せざるをえない。

(付記)

なお本稿は、歴史学研究会アジア前近代史部会二〇〇二年三月例会において「後漢社会における国家機構と豪族―建武年間度田政策始末考―」と題して口頭で行つた報告をもとに成稿したものである。例会出席の諸氏からは特に第二章第一節の記述に関わつて示唆に富んだ提言を受けている。末尾ではあるが、成稿に到つた事情を記し、併せて貴重な提言を与えて戴いた諸氏に謝意を表したい。

An Essay on Details of Early Eastern Dynasty's "Measuring Field" (A.D.39-40)(Ⅱ) -The State and Society in Early Eastern Era-

KOJIMA , Shigetoshi

(Department of Community and Social Environment,

Faculty of Literature and Social Sciences)

This essay examines the so-called 度田 Dutian ("Measuring Field"[A.D.39-40]) policy, aiming to clarify the relationship between state and society in early Eastern Han Dynasty. In this second part of my essay , I examine how the Eastern Han government have grasped farmers' land owning.

The Han Dynasty farmers paid a 田租 Tianzu tax. The 田租 Tianzu tax rate was decided on the basis of an average grain production throughout several years. This way , Eastern Han government caught the amount of every farmer's land-owning . Recently unearthed wooden manuscripts support the above hypothesis.

The aim of "Measuring Field"(A.D.39-40) was to grasp farmers' land owning of all governed districts. The system especially targeted to undermine wealthy farmers'(豪族 Haozu) vested interests. A limited number of wealthy farmers became even wealthier during 兩漢交替期 LiangHan Jiaotiqi, roughly speaking A.D.8-36, thus managing to survive the civil war. Some distinct governors were punished took a wealthy farmers' side, ending up punished by the central government for filing false reports about the land owning to the central government.

I emphasize that the purpose of "Measuring Field"(A.D.39-40) was to grasp wealthy farmers' land-owning statistically. Through the practice of "Measuring Field", the Eastern Han government aimed to actualize a more equal economic balance among local farmers. Wealthy farmers' vested interests were considered as an obstruction, to such a balance.